

中華民國查証の見方（参考）

1. **査証種類 (VISA TYPE)** : 中華民國の査証は申請者の入国目的・資格などの四種類に分けられています。

停留査証 (VISITOR VISA) : 台湾での滞在期間が 180 日以内の短期査証。

居留査証 (RESIDENT VISA) : 台湾での滞在期間が 180 日以上長期査証。

外交査証 (DIPLOMATIC VISA)

非公式外交・政治用査証 (COURTESY VISA)

2. **入国期限 (ENTER BEFORE)** : 査証の使用期限=査証の有効期限(滞在許可期限の日と異なります。)

例えば、ENTER BEFORE January 1 , 2021 と記載されている場合、2021 年 1 月 1 日以前にこのビザを使用して台湾に入国して下さい。この日付以降は無効となるので、継続して使用することはできません。

3. **滞在期間 (DURATION OF STAY)** : 台湾での滞在可能日数。入国した翌日 0 時から数えること。

滞在期間は一般的に、14 日、30 日、60 日、90 日です。「NO EXTENSION」の表記がある場合は延長はできません。滞在期間 60 日以上延長可能な停留査証を持って台湾に入国し、滞在期間を延長する必要がある場合は、滞在許可期限が過ぎる前に、お近くの内政部移民署各縣(市)サービスセンターに必要書類を持参し、延長の手続きを行って下さい。また、居留査証には滞在期限の記載が無いので、台湾に入国後 15 日以内 (COVID-19 により現在は入国後 30 日以内)にお近くの内政部移民署各縣(市)サービスセンターで外僑居留證 (ALIEN RESIDENT CERTIFICATE) 及び再入国許可(RE-ENTRY PERMIT)を申請して下さい。居住期限は外僑居留證に記載されている有効期限の通りです。

4. **入国回数 (ENTRIES)** : 一回 (SINGLE) 及び 数次 (MULTIPLE) の二種類。

5. **シリアル番号 (VISA NUMBER)**

6. **注意事項 (REMARKS)** : 申請者の訪台目的の種類番号。

